

令和4年第6回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和4年11月21日（月曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	7番	高橋	健一	君
8番	川上	修一	君	9番	高橋	秀樹	君
10番	二川	靖	君	11番	木村	明雄	君
12番	井脇	昌美	君	13番	吉田	敏男	君

◎欠席議員（1名）

6番 熊澤芳潔君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
住民課長	金澤真澄	君
経済課長	加藤勝廣	君
建設課長	増田徹	君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	中鉢武志	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～5＞
- 日程第 4 議案第108号 足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定について＜P 5～7＞
- 日程第 5 議案第109号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 7＞
- 日程第 6 議案第110号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例＜P 7～9＞
- 日程第 7 議案第111号 令和4年度足寄町一般会計補正予算（第7号）＜P 9＞
- 日程第 8 議案第112号 令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）＜P 10＞

午前10時00分 開会

よろしくお願いいたします。

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤芳潔君は欠席であります。

ただいまから、令和4年第6回足寄町議会臨時会を開催をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集のご挨拶がございます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第6回臨時会の招集に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

毎回同じような話になりますけれども新型コロナウイルスの感染症の関係でございますけれども、先週道内ではですね、1万人を超える新規感染者があったということで、過去最多を更新しております。感染の第八波に入っているものと思われま

す。新規感染者の把握の方法などが変わってきていますので、実際にはもっと多くの新規感染者がいるという具合に思われるところでございます。

新たな変異株も出ているというようなことも聞いておりますし、北海道知事は、いつでも誰でも感染するレベルだとおっしゃっていました。そういう状況に今なっているのかなというふうに思っております。

これまでもお願いしています通り、基本的な感染対策、またワクチン接種も行ってまいりますので引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

本日御審議いただく議案でございますけれども、温泉浴場の設置及び管理に関する条例の制定など議案3件、それから補正予算2件を予定しております。

御審議賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、12番井脇昌美君。1番多治見亮一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

本日開催されました第6回臨時会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日1日間であります。

本日は、町長からの行政報告を受けま

す。次に、議案第108号について提案理由の説明を受け、質疑を行った後に文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。

次に、議案第109号から議案第112号までを即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

町有施設のPCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品の調査の状況とその対応等についてご報告いたします。

PCBは電気機器の絶縁、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体等として、様々な用途に利用されてきましたが、毒性が強く、健康被害を発生させるものとして昭和47年に製造が中止となり、平成13年にはPCB廃棄物を保管する事業者は一定期間経過までにPCB廃棄物を適正に保管、処分することが義務付けられました。本町ではPCBが使用されていることが判明した変圧器や蛍光灯の安定器等は適正に保管、処分を行ってきましたが、PCB濃度が1kg当たり5,000mgを超える高濃度PCB廃棄物等の処分期限が、令和5年3月までとされたことから、改めて、PCB使用機器等がないか調査を進めていたところであります。

これまでの調査結果で、高濃度PCBを使用している機器が1基、低濃度PCBを使用していると見込まれる機器が11基あることが判明したことから、本臨時会におきまして、高濃度PCB機器の収集運搬処理費用97万円の補正予算を計上させてい

たきました。

なお、低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月までとなっていることから、今回確認された低濃度PCB使用の変圧器等につきましては、令和8年度までに処分を予定しています。

また、古い外灯及び街路灯にもPCB含有の安定器が使用されている可能性が高く、過去の調査で見落とされている事例が多いとの十勝総合振興局環境生活課の助言を受け、過去の調査内容を確認したところ、建築物に付随する照明設備の調査は行っているものの、街路灯などの屋外照明設備は調査をしていなかったことが判明しました。

今回改めて、屋外照明設備の管理台帳などにより書面調査を行った結果、施設の外構等の照明設備に86基、町道等の街路灯照明設備に78基、合計164基がPCBを使用している可能性が高いことを確認しました。

PCB含有安定器の処分期限も令和5年3月までとなっており、PCBが含まれている可能性が高い照明設備は基本的に昭和47年以前に整備された街路灯で、数年後にLED機器への更新若しくは撤去が予定されていること、また、工事費や電気料金の高騰が今後も続く可能性が高いことから、この機会に対象となる164基のうち、更新が必要な照明機器のLED化工事を前倒しで進めることが経費節減に資するとの判断から、街路灯等LED化工事費2,600万円と、PCB廃棄物としての処分が必要な安定器であるかを調査するための委託料275万1千円の補正予算を本臨時会に提案させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、来年1月までに調査を行い、164基のうちPCB廃棄物として処分が必要な安定器の数量が確定することから、来年1月以降に開会される議会におきまして、

収集運搬処理費用についての補正予算を提案させていただき予定をしております。

以上、PCB廃棄物の対応等につきまして、ご報告いたしました。今後におきましても、国や北海道など関係機関と連携し、助言等をいただきながら、PCB廃棄物の適正な処理に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 議案108号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第108号足寄町足寄町営温泉浴場設備及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金沢真澄君。

○住民課長（金沢真澄君） 議案書1ページをお開き願います。ただいま議案となりました議案第108号足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、今年度建設しております足寄町営温泉浴場の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町温泉浴場設置及び管理に関する条例、第1条は、条例の趣旨について、第2条は、本施設の設置について、それぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称を足寄町営温泉浴場と称し、その位置を足寄郡足寄町西町2丁目2番地64とするものでございます。

第4条は、本施設で行う事業、業務について規定をしております。

第5条は、本施設、入浴料について、規定をしております。

2ページで、別表で入浴料を記載しておりますのでごらんください。

区分としましては、大人18歳以上高校生を除くは1回券400円、回数券入浴6回分2,000円、定期券1か月分で4,000円としています。

中人は、中学生高校生を対象とし、それぞれ300円、1,500円、3,000円。

小人は、小学生を対象とし、それぞれ100円、500円、1,000円。

高齢者は、町内在住70歳以上とし、それぞれ200円、1,000円、2,000円としています。

なお、未就学児は無料とし、町外高齢者については、大人料金とします。

2ページへお戻りください。

6条から10条までは、入浴料の減免、還付、本施設の制限と販売更新行為の等の禁止、損害賠償についてそれぞれ規定しております。

第11条は、地方自治法の規定により、指定管理者に管理を行わせることができる規定としております。

第12条第1項では、指定管理者の業務について規定して規定しております。第2項において、入浴料を指定管理者の収入として授受、收受させることができるものとし、第3項は、業務または経理の状況報告について、第4項は、指定の取消または停止について規定しております。第5項において、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、町長とあるのは、指定管理者と読み替える、規定としております。

なお、第6条第6項において、5条に規定する入浴料等の額を変更する場合は、町長と協議し、承認を得なければならないとしております。

13条は指定管理者の原状回復義務について、第14条は委任について規定しております。

附則第1項の施行期日ですが、申し訳あ

りません。2ページでございます。

附則第2項の施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項において、指定管理者の指定及びこれに関し、必要なその他の行為は、この条例のこの前においても、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができると規定しております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○8番（川上修一君） 入浴料の関係でお伺いをしたいと思います。

2ページを見ていただきまして、まず、町内の高齢者70歳以上で決めてあるのですけれども、これは恐らく健康保険証とか免許証とか、その証明なるものを入浴する際に提示するのかなと思うのですが、その提示は、その都度提示しなきゃならないのかっていうのが一つと、それからもう一つ、中人とか小人とかありますけれどもこれは町内町外変わらず同じ金額なのかなということの2点御質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤真澄君） まず1点目の御質問ですが、町内在住の70歳以上の方についての確認なのですが、すいません。町内在住70歳以上の方に対する確認なのですが、その都度確認することになるかと思うのですが、状況に応じて対応していきたいと思っています。

中人小人町外町内の差があるのかということですが、町外であっても町内町外も同じ料金で考えております。

以上です。

○8番（川上修一君） わかったのですけ

ど、1番目の質問のその都度確認するけど、状況に応じてと今、住民課長おっしゃられたのですが、その辺ちょっともうちょっと具体的に説明をいただきたいと思うのですが。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） やはりその入場時にその対応する。働いている人も、いつも顔なじみの場合もないですよ。やはり1回1回の提示というのが、基本であります。で、今想定していますのは足バスのように定期的なものとして、私は70歳以上ですよっていうその証明するものを一応その町長印でも押して、それを1回1回風呂のためだけで証明していただくというような形で、この方は200円の方だよっていうのが分かるような証明書を発行して利便性高めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（川上修一君） わかりました。そういうふうな簡単なシステムを考えていただければ、対象となる方も何ていうかな気持ちよく利用していただけるので、いいやり方だと思います。

質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 質他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第108号足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託をし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号足寄町温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託を

し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎ 議案109号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第109号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野孝君） ただいま議題となりました議案第109号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じまして町長等の常勤特別職及び足寄町議会の議員に支給いたします期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

条例の改正文、改め文の朗読につきましては、省略をさせていただきます、改正内容について申し上げます。

まず、第1条による改正では、今年度、12月期の期末手当の支給割合を、現行の100分の215から100分の225に、0.1月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の4.3月分から4.4月分に改めるものでございます。

なお、議会議員につきましては、在職期間に応じた支給割合が定められておりますので、それぞれの期間に応じて、引上げを行うものでございます。

次に、第2条による改正では、令和5年度以降の6月期と12月期、それぞれの支給割合を、100分の220に改めることといたしまして、年間の支給割合を、第1条による改正後と同様に、4.4月分とするものでございます。

また、こちらにつきましても、議会議員につきましては、在職期間に応じた支給割合を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日からとしております。

4ページ及び5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第109号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案110号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第1

10号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野孝君） ただいま議題となりました議案第110号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて職員の給与を改定しようとするものでございます。

条例の改正文、改め文の朗読は省略をさせていただきますまして、改正内容について申し上げます。

まず、第1条による改正は、今年度12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の100分の95から、100分の105に0.1月分引き上げることといたしまして、年間の期末勤勉手当の支給割合を、現行の4.3月分から4.4月分に、また、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合につきましては、現行の100分の45から100分の50に0.05月分引き上げることといたしまして、年間の期末勤勉手当の支給割合を、現行の2.25月分から2.3月分とするものでございます。

また、月例給について、民間企業の給与との格差や今回初任給が引上げられたことを踏まえまして、別表第1及び別表第2のイ及びウを改めることといたしまして、7ページの別紙第1条関係別表第1行政職給料表、8ページの別紙第1条関係、別表第2イ医療職給料表（2）、9ページの別紙第1条関係別表第2ウ医療職給料表（3）のとおり改めるものでございます。

次に、第2条による改正では一般職の職

員に係る令和5年度以降の6月と12月期の勤勉手当それぞれの支給割合を同率の100分の10、すいません100分の100に改めまして、年間の期末勤勉手当の支給割合を第1条による改正後と同様に4.4月分に、再任用職員に係る勤勉手当の令和5年度以降の6月期と12月期の勤勉手当それぞれの支給割合を100分の47.5に改めまして、年間の期末勤勉手当の支給割合を第1条による改正後と同様に2.3月分とするものでございます。

なお、附則におきまして、第1項ではこの条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日からとしております。

また、第2項では、第1条の規定、第18条第2項の改正規定を除きまして、改正後の条例の規定は令和4年4月1日から適用することとしております。

第3項は、給与の内払いとみなすことについて定めております。

10ページ及び11ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号足寄町職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第110号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案111号

○議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第111号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野孝君) ただいま議題となりました、議案第111号令和4年度、足寄町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,015万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億1,478万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第4款衛生費第1項保健衛生費第4目環境衛生費におきまして、火葬場墓地管理費といたしまして、施設等修繕料、火葬炉等運転業務委託料、合わせて43万6,000円を計上いたしました。

第2項清掃費第2目塵芥処理費におきまして、先ほど行政報告をいたしましたPCB廃棄物関連の経費といたしまして、照明器具安定器等PCB調査業務委託料275万1,000円、PCB廃棄物収集運搬処理業務委託料97万円をそれぞれ計上いた

しました。

第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路管理費におきまして、こちらもPCB廃棄物関連経費でございますが、街路灯等LED化事業といたしまして、街路灯等整備工事請負費2,600万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

6ページの上段になりますが、第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして3,015万7,000円を計上いたしました。

以上で、議案第111号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6ページをお開きください。歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第111号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案 1 1 2 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 8 議案第 1 1 2 号令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第 1 1 2 号令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり 9 ページをお願いいたします。

令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、第 1 条債務負担行為の補正につきましては、10 ページにございます第 1 表債務負担行為補正の変更 1 件をお願いするものでございます。

変更の理由でございますが、第 1 回定例会におきまして議決いただきました下水終末処理場更新工事負担金に係る債務負担行為の設定につきまして、日本下水道事業団発注の足寄下水終末処理場電気設備工事の入札において不落札となったことから、積算内容の精査及び単価の見直しを行ったところ、工事費の増額が必要となったことから、債務負担行為の額の変更をお願いするものでございます。

なお、補正予算可決後速やかに日本下水道事業団と変更の仮協定を締結し、第 4 回定例会において協定の変更につきまして提案をさせていただきたいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願

いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

10 ページ、第 1 表債務負担行為補正、変更 1 件、質疑はございませんか。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 1 2 号令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 1 1 2 号令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 4 年第 6 回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前 10 時 44 分 閉会

令和4年第6回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員